

証券コード 6151  
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都大田区仲池上二丁目9番4号  
**日東工器株式会社**  
代表取締役社長 小形明誠

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には可能な限り書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時  
（会場受付は午前9時から開始いたします。）
  2. 場 所 東京都大田区仲池上二丁目9番4号 本社1階 大会議室  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- (1)当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - (2)株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nitto-kohki.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - (3)株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時15分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙の記入欄

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1, 2, 4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

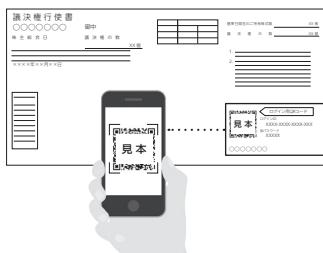
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は334,766,834円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

中間配当積立金	490,000,000円
---------	--------------

別途積立金	900,000,000円
-------	--------------

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,390,000,000円
---------	----------------

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 現行定款第4条（公告の方法）の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

#### (2) 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第4条（公告の方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第14条（電子提供措置等） 1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条  <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条  <u>前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条  <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会出席状況 (2021年度)
1	おがたあきのぶ 小形明誠	代表取締役社長 社長執行役員	再任	12回／12回 (100%)
2	たかたようこ 高田揚子	取締役	再任	12回／12回 (100%)
3	もりけんじ 森憲司	取締役 専務執行役員	再任	12回／12回 (100%)
4	なかがわやすお 中川康生	社外取締役	再任 社外 独立	12回／12回 (100%)
5	こみやまみつる 小見山満	社外取締役	再任 社外 独立	12回／12回 (100%)

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おがたあきのぶ <b>小形明誠</b> (1954年8月21日) <b>再任</b> 取締役会出席状況 12回/12回 (100%)	1978年4月 三菱商事株式会社入社 2003年11月 米国三菱商事会社ヒューストン支店機械部長 2010年4月 三菱商事株式会社理事新エネルギー・電力事業本部長 2012年4月 同社理事環境インフラ事業本部長 2012年7月 同社理事地球環境・インフラ事業開発部門CEO補佐 2013年7月 同社理事地球環境・インフラ事業グループCEO補佐 2015年4月 株式会社リチウムエナジージャパン副社長 2018年4月 当社特別顧問 2018年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社社長執行役員管理統轄 2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)	25,700株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、グローバルに事業展開をする総合商社において、新エネルギー・電力、環境・インフラ事業等の要職を歴任し、その分野に関する高い専門知識及びグローバルな事業経営に関する高い見識を有していることから、今後も当社重要事項の意思決定、及び経営執行に重要な役割を担う取締役として適任と考え、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	たかたようこ <b>高田揚子</b> (1955年1月31日) <b>再任</b> 取締役会出席状況 12回/12回 (100%)	1979年5月 株式会社日器取締役 1990年11月 財団法人御器谷科学技術財団評議員 (現公益財団法人御器谷科学技術財団) (現任) 2007年6月 当社監査役 2009年5月 株式会社日器代表取締役社長 (現任) 2010年6月 当社取締役 (現任)	646,079株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、当社において、長年にわたり経営に携わり豊富な経験と高い見識を有し、当社重要事項の意思決定において、実務経験のみならず大株主、女性の視点による助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。今後も経営執行に関して重要な役割を担うとともに、当社取締役会の多様性を確保するためにも、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p>もり けん じ 森 憲 司 (1962年7月21日)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2005年6月 当社執行役員カプラ本部長</p> <p>2007年6月 NITTO KOHKI COUPLING(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長</p> <p>2009年4月 当社カプラ事業部長</p> <p>2011年4月 当社経営企画室長</p> <p>2012年1月 NITTO KOHKI (THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長</p> <p>2013年4月 当社執行役員管理本部長 NITTO KOHKI INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長</p> <p>2014年4月 当社執行役員商品本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役技術統轄商品本部長</p> <p>2018年6月 当社取締役生産統轄生産本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員技術統轄生産本部長</p> <p>2020年4月 当社取締役常務執行役員管理統轄</p> <p>2021年4月 当社取締役常務執行役員管理統轄IR担当</p> <p>2022年4月 当社取締役専務執行役員管理統轄IR担当 (現任)</p>	7,900株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、当社において主としてカプラ事業に従事した後、経営企画室長、管理本部長、商品本部長、生産本部長を歴任し、2022年4月より専務執行役員管理統轄IR担当を務めております。特に開発、生産分野において高い専門知識と豊富な業務経験を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	なかがわ やすお 中川 康生 (1943年12月5日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> 取締役会出席状況 12回/12回 (100%)	1970年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 栗山・福田法律事務所（現中川・山川法律事務所）入所 1990年11月 財団法人御器谷科学技術財団評議員（現公益財団法人御器谷科学技術財団） 2003年3月 高橋カーテンウォール工業株式会社社外監査役（現任） 2005年6月 当社社外取締役（現任） 2006年1月 中川・山川法律事務所（現任） 2010年7月 Leading Resorts Development特定目的会社社外取締役（現任）	17,900株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>候補者は、弁護士として企業法務・国際法務に関する豊富な経験と高い専門知識を有しております。同氏からは、その豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から積極的に意見をいただいております。特に海外事業における法的リスクと対応策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。このように法律専門家としての客観的立場から当社の経営への助言や業務執行の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導いただく予定です。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって17年となります。</p>			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<p>こみやま みつる 小見山 満 (1954年7月28日)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>1977年 8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現有限責任あずさ監査法人・東京) 入所</p> <p>1981年 7月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現有限責任あずさ監査法人・LA) 入所</p> <p>1984年11月 小見山公認会計士事務所開設 所長 (現任)</p> <p>1998年 7月 日本公認会計士協会理事</p> <p>2001年 7月 日本公認会計士協会常務理事</p> <p>2007年 1月 税理士法人麻布パートナーズ総括代表社員 (現任)</p> <p>2010年 7月 日本公認会計士協会副会長</p> <p>2015年 6月 当社社外取締役 (現任)</p>	3,500株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>候補者は、公認会計士として豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、日本公認会計士協会の要職も経験しております。同氏からは、その豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から積極的に意見をいただいております。特に当社グループの財務体質の強化、海外会社も含めたグループ企業のガバナンス向上について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。このように、企業会計、企業監査及びコンプライアンスに関する豊富な経験と高い専門的知見をもとに客観的視点から当社の経営への助言や業務執行の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中川康生氏、小見山満氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### <ご参考>

#### 社外役員の独立性判断基準

- (1) 当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を独立性の判断基準とする。
- (2) 独立性判断の補足事項を以下に定める。
- ① 業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、その他の使用人等をいう。
  - ② 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう。
  - ③ 当社グループの主要な取引先とは、当社の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループに行っている取引先をいう。
  - ④ 多額の金銭とは、年間1千万円を超える場合をいう。

#### 当社取締役および監査役のスキルマトリックス（候補者を含む）

氏名	会社における地位	企業経営	開発・生産	営業・マーケティング	法務・コンプライアンス	財務・会計	国際性	ESG
小形 明誠	代表取締役社長	●		●			●	●
高田 揚子	取締役	●						●
森 憲司	取締役	●	●					●
中川 康生	社外取締役				●		●	●
小見山 満	社外取締役					●	●	●
西田 豊	常勤監査役					●		●
加々美 博久	社外監査役				●			●
篠塚 久志	社外監査役	●		●			●	●

※各人に特に期待される項目を記載しております。

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
やま だ ひで お <b>山 田 秀 雄</b> (1952年1月23日)  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div>	1984年4月 第二東京弁護士会弁護士登録 1992年4月 山田秀雄法律事務所（現山田・尾崎法律事務所）開設 （現任） 1998年5月 太洋化学工業株式会社社外監査役（現任） 2009年3月 ヒューリック株式会社社外取締役（現任） 2014年4月 日本弁護士連合会副会長 第二東京弁護士会会長 2015年6月 サトーホールディングス株式会社社外取締役（現任） 公益財団法人橘秋子記念財団理事長（現任） 2016年6月 株式会社ミクニ社外取締役（現任）	一株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務、一般民事事件に関する弁護士として豊富な経験と専門知識を有し、さらに日本弁護士連合会、第二東京弁護士会の重職を歴任されたなかで培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査役に就任された場合には、それらを当社の経営に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

社外

 社外監査役候補者 

独立

 証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 山田秀雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田秀雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山田秀雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、監査役に就任された場合には、独立役員として届け出をする予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。山田秀雄氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対しワクチン接種や治療薬の進展により、欧米先進国を中心に経済活動が正常化へ向かいました。日本経済においても、感染者数減少を受けての経済活動の再開や、個人消費や企業の設備投資が回復した一方、世界的な半導体の不足や原材料価格の高騰は継続し、ウクライナ情勢の緊迫化が世界経済へ与える影響が徐々に拡がり、今後も不透明な状況が見込まれます。

このような経営環境の中で当社グループは、新型コロナウイルス感染症に伴う、対面での営業活動の制限や原材料の確保や部品の調達に影響を受けましたが、テレワークやWEB会議などの業務の合理化、全社での活動事業コストの低減等に努める一方で、製品PR動画を積極的に活用し、新市場での事業拡大に努めました。当連結会計年度における売上高は252億81百万円となり、前連結会計年度225億33百万円と比較すると12.2%の増収となりました。利益面では、営業利益は33億55百万円となり、同20億91百万円と比較すると60.4%の増益、経常利益は35億14百万円となり、同22億66百万円と比較すると55.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は19億27百万円となり、同15億49百万円と比較すると24.4%の増益となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりです。

##### [迅速流体継手事業]

迅速流体継手事業は、引き続き半導体・産業機械業界の需要が好調に推移し、売上高は114億40百万円（前連結会計年度比21.1%の増収）となりました。利益面では、増収により、営業利益26億96百万円（同58.1%の増益）となりました。

##### [機械工具事業]

機械工具事業は、営業活動の制限が緩和されイベントの開催や対面営業の再開により国内外の売り上げが回復基調にあり、売上高は77億48百万円（同10.3%の増収）となりました。利益面では、増収により、営業利益4億40百万円（同69.2%の増益）となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### [リニア駆動ポンプ事業]

リニア駆動ポンプ事業は、欧米での機器組込み用ポンプの需要が好調により、売上高は41億76百万円（同2.2%の増収）となりました。利益面では、営業利益2億50百万円（同138.7%の増益）となりました。

#### [建築機器事業]

建築機器事業は、年間を通して公共・投資物件等の建設需要が弱い影響により、売上高は19億16百万円（同3.0%の減収）となりました。利益面では、減収及び経費の増加により、営業損失32百万円（前連結会計年度は20百万円の利益）となりました。

海外売上高は、84億99百万円（前連結会計年度比19.4%の増収）となり、海外売上高の連結売上高に占める割合は33.6%となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で21億27百万円であります。

内訳は、主に、リース資産8億69百万円、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定含む）6億93百万円、工具器具及び備品3億12百万円等であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資（リース資産をのぞく）12億58百万円については、自己資金により充たいたしました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第63期 (2018年度)	第64期 (2019年度)	第65期 (2020年度)	第66期(当期) (2021年度)
売上高(百万円)	28,959	27,054	22,533	25,281
経常利益(百万円)	5,370	3,999	2,266	3,514
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,643	2,750	1,549	1,927
1株当たり当期純利益(円)	171.48	131.16	76.08	94.99
総資産(百万円)	62,250	61,809	61,721	64,334
純資産(百万円)	54,402	54,107	54,502	55,730

(注) 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
栃木日東工器株式会社	100百万円	100.0	当社製品の製造
白河日東工器株式会社	90百万円	100.0	同上
株式会社メドテック	90百万円	100.0	同上
NITTO KOHKI U.S.A., INC.	50千米ドル	100.0	当社製品等の販売
NITTO KOHKI EUROPE GMBH	204千ユーロ	100.0	同上
日東工器省力機器貿易(上海)有限公司	2,411千元	100.0	同上
NITTO KOHKI INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.	351百万バーツ	99.7	当社製品の製造
NITTO KOHKI AUSTRALIA PTY LTD	300千豪ドル	100.0	当社製品等の販売
NITTO KOHKI AUSTRALIA MFG. PTY LTD	2豪ドル	(100.0)	当社製品の製造

- (注) 1. 議決権比率欄の( )の数字は、間接議決権比率を示しております。  
2. NITTO KOHKI AUSTRALIA MFG. PTY LTDは、NITTO KOHKI AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年4月（第66期）～2024年3月（第68期）を期間とする中期経営計画を実行しております。この中期経営計画は、100年企業を目指すために、社是「開発は企業の保険なり」の理念のもと、新製品・新規事業開発により、グローバルな事業展開を強く推し進めるとともに、経営方針の「社会への貢献」と事業活動を両立し、社会から必要とされる企業であり続けることを目指すものです。

研究開発面では、新市場に向けた製品開発に注力し、創業以来の開発テーマである「省力・省人化」を更なる次元に高めていきます。具体的には、水素エネルギー分野の製品開発、バッテリー・工具の更なる拡充、ロボット・FAと親和性の高いツール開発、医療関連機器の拡充に取り組んでまいります。そのためにはIT化・自動化をはじめとした新技術開発を強化してまいります。

生産面では、将来を見据えて生産の自動化・IT化に積極的に投資してまいります。生産の自動化・IT化を推し進めることによって、品質、コストダウン、納期の更なる短縮を実現させていきます。なお、昨今の原材料不足、原材料高騰に対応すべく、調達の合理化・グローバル化を推し進めてまいります。

販売面では、国内営業はすべての販売ネットワークを駆使し、全製品での拡販に注力し、既存事業の強化を進めます。同時に新分野の開拓、ニーズの掘り起こしを行い、当社製品の事業領域の拡大と深化に努めます。

海外営業は、海外マーケティング機能を強化し、海外でのブランド認知度向上と新販売チャネルの開拓にグループ総力で努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響下で培ったバーチャル展示会、WEB商談会、さらにはYouTubeチャンネルなどのデジタルマーケティングツールを駆使し、従来営業活動にプラスした活動を展開いたします。

管理面では、基幹システムの新規導入や紙文書のデジタル化を推し進め、業務の付加価値向上、品質向上を図ります。

また、更なるパンデミックや自然災害に備えたBCPの強化や、コンプライアンスの向上に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- ① 迅速流体継手「カプラ」の製造・販売
- ② 省力化機械工具の製造・販売
- ③ リニア駆動ポンプと、その応用製品の製造・販売
- ④ 建築機器（ドアクローザ）の製造・販売

## (6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社の主要な事業所	所在地	子会社名	所在地
本社	東京都大田区	栃木日東工器株式会社	栃木県さくら市
東日本支社	東京都大田区	白河日東工器株式会社	福島県白河市
東京支店	東京都大田区	株式会社メドテック	山形県山形市
西日本支社	大阪市東成区	NITTO KOHKI U.S.A.,INC.	米 国
大阪第一支店	大阪市東成区	NITTO KOHKI EUROPE GMBH	独 国
大阪第二支店	大阪市東成区	日東工器省力機器貿易(上海)有限公司	中 国
中日本支社	名古屋市名東区	NITTO KOHKI INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 国
名古屋支店	名古屋市名東区	NITTO KOHKI AUSTRALIA PTY LTD	豪 州
札幌支店	札幌市白石区	NITTO KOHKI AUSTRALIA MFG. PTY LTD	豪 州
仙台支店	仙台市若林区		
新潟支店	新潟市中央区		
松本支店	長野県松本市		
北関東支店	群馬県伊勢崎市		
埼玉支店	さいたま市北区		
八王子支店	東京都八王子市		
静岡支店	静岡市葵区		
浜松支店	浜松市東区		
三河支店	愛知県岡崎市		
北陸支店	富山県高岡市		
京都支店	京都市伏見区		
高松支店	香川県高松市		
岡山支店	岡山市北区		
広島支店	広島市西区		
福岡支店	福岡市博多区		
シンガポール支店	シンガポール		

- (注) 1. 2021年4月1日付で兵庫支店を閉鎖いたしました。  
2. 2022年4月1日付で東京支店を東京第一支店と東京第二支店に分割いたしました。  
3. 2022年4月1日付で八王子支店と埼玉支店を閉鎖いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
迅速流体継手	391名	6名増
機械工具	325名	11名増
リニア駆動ポンプ	213名	2名増
建築機器	94名	3名増
合計	1,023名	22名増

(注) 使用人数には、嘱託を含み臨時雇用を含めておりません。また、グループ外からの受入出向社員を含み、グループ外への派遣出向社員を含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	7名増	42.2歳	15.7年

(注) 使用人数には、嘱託を含み臨時雇用を含めておりません。また、社外からの受入出向社員を含み、社外への派遣出向社員を含めておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 51,958,200株
- ② 発行済株式の総数 21,803,295株
- ③ 株主数 5,072名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 器	7,272千株	35.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	2,107千株	10.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( リ テ ー ル 信 託 口 ・ 株 式 管 理 )	1,284千株	6.3%
高 田 揚 子	646千株	3.2%
御 器 谷 春 子	644千株	3.2%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	596千株	2.9%
P E R S H I N G - D I V . O F D L J S E C S . C O R P .	566千株	2.8%
有 限 会 社 ミ キ ヤ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	565千株	2.8%
N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) R E F I D E L I T Y F U N D S	432千株	2.1%
有 限 会 社 ミ キ ヤ エ ン タ ー プ ラ イ ズ	415千株	2.0%

(注) 持株比率は自己株式 (1,514,396株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	小形明誠	
取締役	高田揚子	株式会社日器代表取締役社長
取締役専務執行役員	森憲司	管理統轄IR担当
取締役	中川康生	中川・山川法律事務所・弁護士 高橋カーテンウォール工業株式会社社外監査役 Leading Resorts Development特定目的会社社外取締役
取締役	小見山満	小見山公認会計士事務所所長・公認会計士 税理士法人麻布パートナーズ総括代表社員
常勤監査役	西田豊	
監査役	加々美博久	加々美法律事務所所長・弁護士 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役
監査役	篠塚久志	株式会社小松製作所顧問 株式会社JSP社外取締役

- (注) 1. 取締役中川康生氏、取締役小見山満氏は社外取締役であります。
2. 監査役加々美博久氏、監査役篠塚久志氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、上記社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役西田豊氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役西田豊氏は、当社の管理本部に2008年4月から2013年3月まで在籍し、通算5年にわたり決算手続き及び財務諸表等の作成を統轄、その後2019年6月まで、経営企画統轄、IR担当として通算6年にわたり決算、資本分析業務に携わっておりました。
5. 監査役加々美博久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役篠塚久志氏は、東証一部（プライム市場）上場企業の役員及びその子会社のCOOとして幅広い経験と豊富な知識を有しております。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員（取締役兼務を含む）の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長社長執行役員	小 形 明 誠	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	森 憲 司	管理統轄 I R 担当
専 務 執 行 役 員	石 澤 正 光	営業統轄 国内営業本部長
常 務 執 行 役 員	千 葉 隆 志	技術統轄
執 行 役 員	新 井 一 成	
執 行 役 員	井 上 光 弘	
執 行 役 員	野 口 浩 臣	総務本部長
執 行 役 員	村 上 慶 一	製品管理本部長
執 行 役 員	小 野 田 靖	管理本部長
執 行 役 員	横 田 圭 右	国際事業本部長

- ② 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

- ③ 補償契約の内容の概要等  
該当事項はありません。

- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び1. 企業集団の状況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況 (17頁) に記載の当社の子会社の取締役及び監査役 (当事業年度内中に在任していた者を含む。) を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役個人別の報酬等の額及びその算定方法については、取締役会で決議された以下の方針に基づいて決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方法と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言する立場を考慮し、月例の固定報酬のみとし、その額は社外取締役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定する。

#### b. 業績連動報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・年次賞与は中期経営計画において業績指標としている連結売上高、連結営業利益率を基準に経営目標の達成状況等を適切に評価し、これを報酬に反映し、6月に支給するものとする。

#### c. 業務連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

- ・取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬としての賞与の支給割合は、客観性・妥当性を担保するために、外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行い、会社の持続成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

#### d. 取締役の（役員退職慰労金を除く）個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・取締役会は、取締役の報酬等の額又はその算定方法について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て決議する。なお、取締役会の決議において取締役の報酬等の額又はその算定方法について指名・報酬委員会に一任することもできるものとする。

#### ・指名・報酬委員会構成メンバー

委員長 社外取締役 中川 康生  
委員 代表取締役社長社長執行役員 小形 明誠  
委員 社外取締役 小見山 満

監査役の報酬等の額及びその算定方法については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により、決定することとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬 等	
取締役 (うち社外 取締役)	162百万円 (38百万円)	147百万円 (38百万円)	14百万円 (-)	-	5名 (2名)
監査役 (うち社外 監査役)	36百万円 (18百万円)	36百万円 (18百万円)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外 役員)	198百万円 (57百万円)	183百万円 (57百万円)	14百万円 (-)	-	8名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、中期経営計画において業績指標としている連結売上高、連結営業利益率を基準に中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味したうえで、個人の貢献度合に応じて決定しております。当業績指標を選定した理由は、当社の持続成長性と収益性を向上させる意欲を高めることを目的としております。選定した業績指標である当事業年度を含む売上高及び営業利益の推移は、1.(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりです。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月21日開催の第51回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。  
当社取締役に対する非金銭報酬の支払いはありません。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第51回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 取締役会は、任意の諮問機関である指名・報酬委員会に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。  
委任した理由は、報酬決定過程の安定性を高めるとともに独立性・客観性を持って各取締役の担当業務の評価を行うには指名・報酬委員会が適していると判断したためです。

5. 上記の基本報酬の総額には、以下の当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれておりません。

取締役 5名 13百万円 (うち社外取締役 2名 1百万円)

監査役 3名 2百万円 (うち社外監査役 2名 1百万円)

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2020年9月16日に逝去により代表取締役会長を退任した故御器谷俊雄氏に対して支払った役員退職慰労金及び弔慰金等は以下のとおりであります。

・取締役1名に対し239百万円

(この金額には、上記ロ. 及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金1名110百万円が含まれております。)

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 中川康生氏は、中川・山川法律事務所弁護士、高橋カーテンウォール工業株式会社の社外監査役及びLeading Resorts Development特定目的会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 小見山満氏は、小見山公認会計士事務所所長及び税理士法人麻布パートナーズ総括代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 加々美博久氏は、加々美法律事務所所長及びウエルシアホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 篠塚久志氏は、株式会社小松製作所顧問及び株式会社J S P社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位・氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中川 康生	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しました。弁護士としての豊富な知識や経験を活かし、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に海外事業における法的リスクと対応策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 小見山 満	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割、責務を果たしております。特に当社グループの財務体質の強化、海外会社も含めたグループ企業のガバナンス向上について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 加々美 博久	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会14回のうち13回に出席しました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 篠塚 久志	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席しました。企業経営についての豊富な経験、知識を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会において、当社の業務監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 当事業年度は、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、NITTO KOHKI AUSTRALIA PTY LTD、NITTO KOHKI INDUSTRY (THAILAND)CO., LTD.、NITTO KOHKI EUROPE GMBHの3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含みます。）の監査を受けております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を次のように定めております。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、取締役会規程をはじめ職務権限規程、決裁・稟議規程等、取締役に係る諸規程に基づき取締役の職務を執行し、コンプライアンス体制の確立を図る体制とします。
- ロ. 取締役は、関係会社管理規程及びグループ共有規程に基づき、国内子会社及び海外子会社の職務執行を監視します。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する体制とします。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会傘下に分野別の委員会を設置し、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程及び各委員会関連細則に基づいたリスク管理体制とします。

なお、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、損失の影響を最小限に留める体制とします。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催し、重要事項について審議・決定を行うとともに、執行役員会規程に基づき、原則週1回の執行役員会を開催し必要事項を審議・決定することにより、取締役の職務の執行を効率的かつ機動的に行う体制とします。

##### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは使用人の職務執行に関する職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、就業規則等を定め、これに基づき使用人が職務を執行することにより、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するためにコンプライアンス体制を確立するものとします。また、内部監査規程に基づき監査部による監査を行う体制とします。

- ⑥ 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、経営企画部が国内・国外の製造子会社、海外営業推進部が海外販売子会社を統轄することにより、企業集団のコンプライアンス及びリスクの管理を推進する体制とします。
- イ. 当社子会社の取締役又は当該子会社の統轄部署の部門長は、執行役員会規程に基づき開催される執行役員会で月1回子会社の営業成績、財務・経理、人事、その他の経営上の重要事項を報告する体制とします。
  - ロ. 国内子会社及び海外子会社の個別リスクは、関係会社管理規程、内部統制規程、危機管理規程等で定められた担当部門がリスクを網羅的・統括的に管理します。また、国内子会社の取締役及び管理職並びに海外子会社の日本人責任者は、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程、及び各委員会関連細則を関係者に周知徹底します。
  - ハ. 当社は、中期経営計画規程に基づき中期経営計画を策定し、さらに計画を期毎に具体化するため事業計画を策定し当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めています。
  - ニ. 当社は、職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、関係会社管理規程で指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
  - ホ. 当社グループは、内部通報規程で当社グループの役員及び従業員等がグループ内及び社外（弁護士）の通報窓口へ直接通報を行うことができる体制とします。さらに、子会社が、当社からの経営指導内容、又は、当社との取引条件について不当と認めた場合は、関係会社管理規程に基づきその旨を当社監査部に報告できる体制とします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、内部統制規程に基づき専任又は兼任の監査役付を置くことができます。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を監査役付として配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、その人事・指揮命令系統等については監査役が決定します。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、取締役会及び執行役員会等で決議・報告される業務執行に関する重要事項を監査役に報告します。また、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査や内部通報の実施状況及びその結果、業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに監査役に報告する体制とします。
- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底します。
- ⑪ その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制  
監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を設定します。また、必要に応じて、外部の弁護士・税理士・公認会計士等専門家の助言を得ることができる体制とします。
- ⑫ 監査役の実効的な職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合をのぞき、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑬ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、当社グループの取締役及び全従業員は、反社会的勢力の利用、資金提供、協力、加担など一切の関わりを持たないことを宣言します。  
反社会的勢力による不当要求などが発生した場合の統括部門を総務部とし、その責任者は総務部長とします。総務部は、所轄警察署や専門機関と連携し、反社会的勢力排除活動を積極的に推進します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況については次のとおりです。

### ① 内部統制組織の活動状況

- イ. 内部統制委員会は、内部通報に関する案件を審議しています。また、傘下の委員会で協議した事項並びに委員会に属さない内部統制に関する事項について協議する内部統制連絡会議を12回開催しています。
- ロ. 内部統制委員会は、四半期毎に協議内容を日東工器の取締役会に報告しています。さらに、協議事項の内、特に重要な事案は日東工器の取締役会に諮り決議しています。

### ② コンプライアンス

- イ. コンプライアンスの意識向上と不正行為の防止を図るため、「コンプライアンス規程」を制定し、すべての役員と従業員等はコンプライアンス規程に従って行動するように徹底しています。同規程は社内イントラネットに掲載しすべての役員と従業員等が常時閲覧可能な状態としています。
- ロ. コンプライアンスに関する情報を掲載した社内ポータルサイト「コンプライアンスの部屋」を毎月発行のコンプライアンスメールマガジン発信に合わせて掲載内容を更新しています。
- ハ. 外部講師、知財法務部、経営企画部及び海外営業推進部、社内プロジェクトによるコンプライアンス研修を定期的に行い、各種ハラスメントの防止、企業秘密及び個人情報の取り扱い、インサイダー取引による法令違反に至る事例を学び、リスクマネジメントと企業価値の向上に努めています。
- ニ. 通常の報告経路から独立した「内部通報制度」を整備し、すべての役員と従業員等の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っています。

### ③ リスク管理

- イ. 経営における各種の危険による重大な損失を最小限にするために各種リスクに関わる規程を制定してリスクの把握、評価、対応等によりリスク管理を行っています。
- ロ. 内部統制委員会傘下の分野別委員会は定期的に活動を実施し、活動結果は常勤取締役・常勤監査役も出席する内部統制連絡会議で報告、協議されています。

#### ④ 内部統制のグループ管理

- イ. 原則週1回開催する執行役員会を当事業年度は36回開催し、取締役の職務執行について機動的に審議されています。また、開催される執行役員会では、毎月当社子会社の取締役又は当該子会社の統轄部署の部門長から子会社の経営上の重要事項が報告されています。
- ロ. 当社監査部は子会社の業務監査を定期的に行っています。

#### ⑤ 監査役の職務遂行状況

常勤監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会・執行役員会、営業統轄会議等、主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているを確認し、監査役会で報告、情報共有しています。また、監査部の業務監査にも帯同し、リスク抽出を行っています。

#### ⑥ 内部監査の実施

監査部は、重要な業務、リスク度が高い業務に関して内部監査計画を策定し、全部門に対する業務監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告するなど、早期のリスク把握と対応に努めています。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長投資と新型コロナウイルス感染症や自然災害など不測の事態があっても事業を継続できるよう、内部留保を充実させるとともに、株主の皆様への利益還元も充実させていくことを基本方針としております。

また、利益配分については資本効率を考慮して中長期的に自己資本利益率（ROE）8%以上を目指し、配当性向は40%を目処にしております。

この基本方針に基づき、2022年3月期（66期）の配当は、既に中間配当金として1株あたり24円をお支払いしており、期末配当金は16円50銭で計画しておりました。特別損失の影響により2022年3月期（66期）の年間の配当性向は42.6%となりますが、期末配当金は計画どおり16円50銭、年間の配当金は40円50銭を予定しています。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,675</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,124</b>
現金及び預金	26,298	支払手形及び買掛金	977
受取手形及び売掛金	4,070	リ－ス債務	275
電子記録債権	2,802	未払法人税等	769
有価証券	5,499	賞与引当金	585
商品及び製品	4,420	役員賞与引当金	30
仕掛品	272	その他	1,487
原材料及び貯蔵品	2,695	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,479</b>
その他	616	リ－ス債務	1,460
貸倒引当金	△2	退職給付に係る負債	2,491
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,659</b>	役員退職慰労引当金	123
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,487</b>	資産除去債務	32
建物及び構築物	4,830	その他	372
機械装置及び運搬具	1,141	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,604</b>
工具器具及び備品	542	( 純 資 産 の 部 )	
土地	3,313	<b>株 主 資 本</b>	<b>55,000</b>
リ－ス資産	1,531	資 本 金	1,850
建設仮勘定	128	資 本 剰 余 金	1,924
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,546</b>	利 益 剰 余 金	54,119
その他	1,546	自 己 株 式	△2,892
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,625</b>	その他の包括利益累計額	721
投資有価証券	3,070	その他有価証券評価差額金	751
長期貸付金	32	為 替 換 算 調 整 勘 定	71
繰延税金資産	1,239	退職給付に係る調整累計額	△101
その他	300	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>7</b>
貸倒引当金	△15	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>55,730</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>64,334</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>64,334</b>

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	25,281
売上原価	13,492
売上総利益	11,788
販売費及び一般管理費	8,433
営業利益	3,355
営業外収益	
受取利息	19
その他	183
営業外費用	
支払利息	31
その他	11
経常利益	3,514
特別損失	
減損損失	610
その他	5
税金等調整前当期純利益	2,898
法人税、住民税及び事業税	1,025
法人税等調整額	△54
当期純利益	1,927
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,927

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,850	1,924	53,054	△2,892	53,935
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,850	1,924	53,054	△2,892	53,935
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△862		△862
親会社株主に帰属する当期純利益			1,927		1,927
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,065	△0	1,064
当連結会計年度末残高	1,850	1,924	54,119	△2,892	55,000

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 定 為 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	807	△204	△44	559	7	54,502
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	807	△204	△44	559	7	54,502
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△862
親会社株主に帰属する当期純利益						1,927
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△55	275	△57	162	0	163
当連結会計年度変動額合計	△55	275	△57	162	0	1,228
当連結会計年度末残高	751	71	△101	721	7	55,730

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数・・・・・・・・・・ 9社

主要な連結子会社名：

栃木日東工器(株)

白河日東工器(株)

(株)メドテック

NITTO KOHKI U.S.A., INC.

NITTO KOHKI EUROPE GMBH

日東工器省力機器貿易（上海）有限公司

NITTO KOHKI INDUSTRY(THAILAND) CO., LTD.

NITTO KOHKI AUSTRALIA PTY LTD

NITTO KOHKI AUSTRALIA MFG. PTY LTD

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

・・・・・・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産をのぞく）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備をのぞく)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産をのぞく）

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は取締役及び執行役員に対する賞与の支出に備えて、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は取締役、監査役及び執行役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規による当連結会計年度末要支払額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による均等額を費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「迅速流体継手事業」「機械工具事業」「リニア駆動ポンプ事業」「建築機器事業」の4つを主な事業としており、いずれも、製品の引き渡しが行う義務であることから、主に製品の引渡時又は船積日で顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① デリバティブの評価基準及び評価方法・・・時価法
- ② 重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、従来、販売促進費等に計上していた協賛金等を、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上総利益が662百万円減少し、営業利益が99百万円減少しております。経常利益、税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

従来、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払利息」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「支払利息」は5百万円であります。

### Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	11,487百万円
無形固定資産	1,546百万円
減損損失	610百万円

当社グループは、迅速流体継手、機械工具、リニア駆動ポンプ、建築機器の各セグメントにおいて、幅広い産業向けの製品を開発・製造・販売をしており、国内外に工場や生産設備を所有しております。

このうち、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響等による国内とアジアでの建設業界の減速、国内製造業の設備投資の抑制並びに土地等の市場価格の下落等の影響を受け、機械工具及び建築機器等を主として製造する白河日東工器(株)に関連する事業について減損の兆候を認識し、連結計算書類において減損損失598百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、主として製造拠点については当該拠点別に、販売拠点及び本社並びに社宅等については共用資産として固定資産のグルーピングを行っています。当該資産グループに減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を見積り、減損損失の認識の判定を行います。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定は、主として営業活動から生ずる損益（翌連結会計年度以降の見通しを含む）及び土地等の市場価格に基づいて行っています。

減損の兆候があると判断した場合には、回収可能価額の算定に当たり、年度計画や中期経営計画における売上高及び営業利益の計画値等に基づき将来キャッシュ・フローを使用価値として算定し、また、正味売却価額を鑑定評価額に基づき算定しております。年度計画や中期経営計画における重要な仮定は、売上及び変動費の伸長率、過去の実績を踏まえた固定費の予測としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期において徐々に回復してゆくと仮定して会計上の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体の不足や原材料価格の高騰等の要因による経済動向や、所有する土地等の時価の下落により減損の兆候が存在すると判定され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失が発生し、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,037百万円

## VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式総数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式総数
普通株式	21,803,295株	－株	－株	21,803,295株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

(1) 2021年6月22日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 375百万円
- ・1株当たりの配当金額 18.5円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月23日

(2) 2021年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 486百万円
- ・1株当たりの配当金額 24.0円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月2日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2022年6月23日開催の第66回定時株主総会において次の議案を付議する予定であります。

- ・配当金の総額 334百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当金額 16.5円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月24日

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資等の必要な資金は自己資金を使用し、一時的な余資は主に流動性の高い金融性資産で運用しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として満期保有目的の債券とその他有価証券及び取引上の関係を有する株式等であり、上場株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額58百万円）は、「(1)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,499	4,499	△0
その他有価証券	4,011	4,011	0
(2) デリバティブ取引	(27)	(27)	－

(※)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定の優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場市場は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券等は取引所又は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。当社が保有している債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (2) デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引の対象物の種類ごとの連結決算日において取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,746円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 94円99銭    |

## Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## Ⅹ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	迅速流体継手	機械工具	リニア駆動ポンプ	建築機器	合計
顧客との契約から生じる収益	11,440	7,748	4,176	1,916	25,281
その他の収益	—	—	—	—	—
計	11,440	7,748	4,176	1,916	25,281

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、I.3.(5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート等を控除した金額で測定しております。期末時点で確定していない値引、リベート等について、値引は契約における計算期間が決算日をまたぐため過去のデータ等に基づいて予想値引額を見積り、リベート等は契約等に基づいて将来の支払見込額を算定しております。なお、値引、リベート等に係る返金負債は「流動負債 その他」に含んでおります。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素が含まれているものではありません。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,101百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,873百万円
契約資産（期首残高）	－百万円
契約資産（期末残高）	－百万円
契約負債（期首残高）	72百万円
契約負債（期末残高）	40百万円

契約負債は、一部の製品販売取引における前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>( 資 産 の 部 )</b>			<b>( 負 債 の 部 )</b>		
<b>流 動 資 産</b>		<b>35,137</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>3,265</b>
現金及び預金	金形権	18,357	買掛金	金務債	1,220
受取手形	債権	631	リース負債		73
電子記録債権		2,799	返金負債		343
有価証券	金証券	3,537	未払費用	金用	167
商品及び製品	品	3,497	未払法人税等		395
仕掛品	品	7	前払費用		502
材料及び貯蔵品	品	141	前受り金		26
前渡金		24	預り金		54
前払費用	用	107	賞与引当金		411
未収消費税等	他	149	役員賞与引当金		30
その他の資産		383	その他の負債		41
<b>固 定 資 産</b>		<b>17,992</b>	<b>固 定 負 債</b>		<b>3,182</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>8,269</b>	リース債務	務	1,066
建物	物	3,848	退職給付引当金		1,625
構築物	物	112	役員退職慰労引当金		123
機械及び装置	具	87	資産除去債務		27
車両運搬具		8	その他の負債		340
工具器具及び備品		436			
土地	地	2,546	<b>負 債 合 計</b>		<b>6,448</b>
リース資産	産	1,138			
建設仮勘定	定	90	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>		
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>1,503</b>	<b>株 主 資 本</b>		<b>45,929</b>
ソフトウェア	ア	337	資 本 本 金		1,850
ソフトウェア仮勘定	定	1,151	資 本 剰 余 金		1,925
その他の資産	他	14	資 本 準 備 金		1,925
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>8,219</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>		<b>45,046</b>
投資有価証券	券	3,069	利 益 準 備 金		462
関係会社株	式	4,215	その他の利益剰余金		44,583
長期前払費用	用	175	配当平均積立金		220
長期前払費用	用	86	別途積立金		42,300
差入敷金保証金	金	119	繰越利益剰余金		2,063
保険積立金	産	23	<b>自 己 株 式</b>		<b>△2,892</b>
繰延税金資産	産	495	評 価 ・ 換 算 差 額 等		751
その他の負債	他	49	その他の有価証券評価差額金		751
貸倒引当金	金	△15	<b>純 資 産 合 計</b>		<b>46,681</b>
<b>資 産 合 計</b>		<b>53,129</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>		<b>53,129</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,081
売上原価		14,940
売上総利益		9,140
販売費及び一般管理費		6,890
営業利益		2,250
営業外収益		
受取配当金	194	
その他	235	429
営業外費用		
支払利息	28	
その他	6	35
経常利益		2,644
特別損失		
減損損失	2	2
税引前当期純利益		2,642
法人税、住民税及び事業税	649	
法人税等調整額	79	729
当期純利益		1,913

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等										
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
				中間配当 積立金	配当平均 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,850	1,925	1,925	462	-	220	40,400	2,912	43,995	△2,892	44,878
会計方針の変更による累積的影響額											
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,850	1,925	1,925	462	-	220	40,400	2,912	43,995	△2,892	44,878
当 期 変 動 額											
中間配当積立金の積立					310				310		310
中間配当積立金の取崩					△310				△310		△310
剰余金の配当								△862	△862		△862
別途積立金の積立							1,900	△1,900	-		-
当期純利益								1,913	1,913		1,913
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,900	△849	1,050	△0	1,050
当 期 末 残 高	1,850	1,925	1,925	462	-	220	42,300	2,063	45,046	△2,892	45,929

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	807	807	45,685
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	807	807	45,685
当 期 変 動 額			
中間配当積立金の積立			310
中間配当積立金の取崩			△310
剰余金の配当			△862
別途積立金の積立			-
当期純利益			1,913
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55	△55	△55
当期変動額合計	△55	△55	995
当 期 末 残 高	751	751	46,681

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産をのぞく）・・・・定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備をのぞく）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 7年～50年

機械及び装置・車輜運搬具 4年～10年

工具器具及び備品 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産をのぞく）

ソフトウェア・・・・・・・・社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産・・・・・・・・定額法

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用・・・・・・・・定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支出に備えて、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による均等額を費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

取締役、監査役、執行役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規による期末要支払額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「迅速流体継手事業」「機械工具事業」「リニア駆動ポンプ事業」「建築機器事業」の4つを主な事業としており、いずれも、製品の引き渡しが行う義務であることから、主に製品の引渡時又は船積日で顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) デリバティブの評価基準及び評価方法・・・時価法

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。これにより、従来、販売促進費等に計上していた協賛金等を、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上総利益が653百万円減少し、営業利益が90百万円減少しております。経常利益、税引前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「支払利息」は2百万円であります。

#### IV. 会計上の見積りに関する注記

##### 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,269百万円
無形固定資産	1,503百万円
減損損失	2百万円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法

当社は、販売拠点及び本社並びに社宅等については共用資産として識別しております。当該資産に減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を見積り、減損損失の認識の判定を行います。

##### ② 主要な仮定

減損の兆候の判定は、主として営業活動から生ずる損益（翌事業年度以降の見通しを含む）及び土地等の市場価格に基づいて行っています。減損の兆候があると判断した場合には、回収可能価額の算定に当たり、年度計画や中期経営計画における売上高及び営業利益の計画値等に基づき将来キャッシュ・フローを使用価値として算定し、また、正味売却価額を鑑定評価額に基づき算定しております。当事業年度末において上記減損損失を計上した固定資産を除き、減損の兆候を認識しておりません。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期において徐々に回復してゆくと仮定して会計上の見積りを行っております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体の不足や原材料価格の高騰等の要因による経済動向や、所有する土地等の時価の下落により減損の兆候が存在すると判定され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌事業年度において、固定資産の減損損失が発生し、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### V. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	997百万円
長期金銭債権	152百万円
短期金銭債務	1,237百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,080百万円

## Ⅵ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	2,893百万円
営業費用	15,205百万円
営業取引以外の取引高	321百万円

## Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,514,346株	50株	－株	1,514,396株

(注) 当事業年度の株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加50株によるものであります。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	497百万円
賞与引当金	125百万円
棚卸資産評価損	72百万円
役員退職慰労引当金	37百万円
投資有価証券等評価損	46百万円
長期未払金	7百万円
未払事業税	32百万円
一括償却資産	9百万円
その他	64百万円
繰延税金資産 小計	893百万円
評価性引当額	△107百万円
繰延税金資産 合計	785百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	288百万円
その他	1百万円
繰延税金負債 合計	290百万円
繰延税金資産（負債）の純額	495百万円

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

## 子会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	栃木日東工器 株式会社	100 (百万円)	迅速流体継手 ・リニア駆動 ポンプ・ 機械工具	100	兼任 2名	当社 製品の 製造	製品の仕入 (注2)	6,425	買掛金	567
子会社	白河日東工器 株式会社	90 (百万円)	機械工具・ 建築機器	100	兼任 3名	当社 製品の 製造	利息の受取 (注1)	2	短期貸付金 長期貸付金	38 152
							製品の仕入 (注2)	2,474	買掛金	202
子会社	株式会社 メドテック	90 (百万円)	機械工具	100	兼任 4名	当社 製品の 製造	製品の仕入 (注2)	3,140	買掛金	276
子会社	NITTO KOHKI INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.	351 (百万円)	迅速流体継手 ・リニア駆動 ポンプ・ 機械工具	99.7	—	当社 製品の 製造	製品の仕入 (注2)	2,950	買掛金	126

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付利率につきましては、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受入はありません。
2. 製品の仕入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

## X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,300円82銭
2. 1株当たり当期純利益 94円30銭

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表「X. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日東工器株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐伯 麻里  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東工器株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東工器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日東工器株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐伯 麻里

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東工器株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月23日

日東工器株式会社 監査役会  
常勤監査役 西 田 豊 ㊟  
社外監査役 加々美 博 久 ㊟  
社外監査役 篠 塚 久 志 ㊟

以上

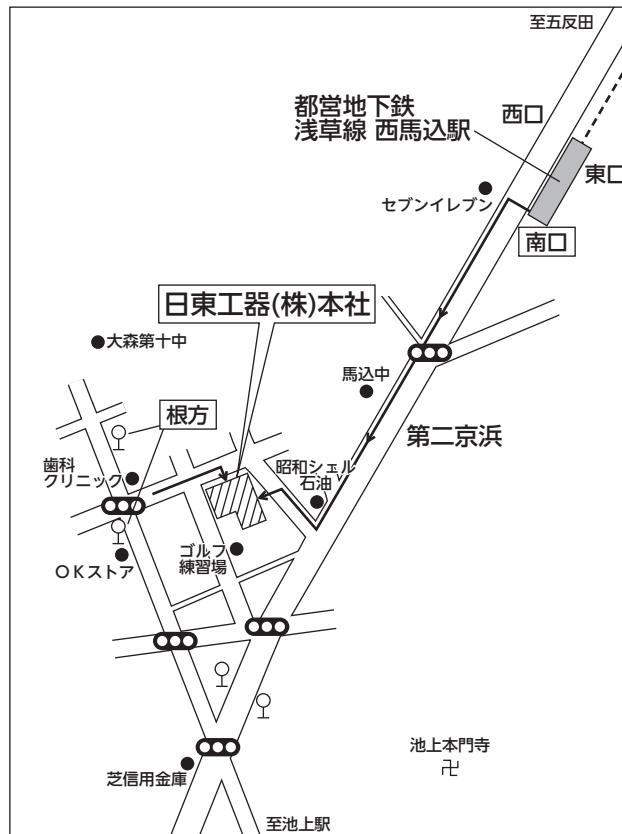








株主総会会場ご案内図  
会場 東京都大田区仲池上二丁目9番4号  
本社1階 大会議室



◆交通機関

- 都営地下鉄浅草線「西馬込駅」南口より  
徒歩…7分
- 東急池上線「池上駅」より  
バス…東急バス上池上循環【外回り】「森06」系統3番のりば  
乗車時間約10分「根方」下車 徒歩2分

